

日本赤十字北海道看護大学と北見市教育委員会との連携協力に関する協定書

(目的)

第1条 日本赤十字北海道看護大学（以下、「甲」という。）と北見市教育委員会（以下、「乙」という。）は、高等教育と初等中等教育の連携協力により、大学と学校等との人的・知的交流を通じ、教育上の諸課題に適切に対応するとともに、多角的に地域に根ざした学びを進め、日本赤十字北海道看護大学及び北見市の教育の充実・発展に資することを目的とする。

(事業)

第2条 甲と乙は、連携協力して、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 健康及び性教育の充実・支援に関すること
- (2) 防災・安全教育の充実・支援に関すること
- (3) 看護教育の充実・支援に関すること
- (4) 子育てに関すること
- (5) 教員の研修・能力開発に関すること
- (6) 研究成果の還元・普及に関すること
- (7) 初等中等教育及び高等教育の理解促進に関すること
- (8) その他教育全般において必要な事業に関すること

(実施の方法)

第3条 甲と乙は、前条各号に掲げる事業を実施するときは、個別の事業ごとにそれぞれ担当する部署が協議して行うものとする。この場合において、必要があると認めるときは、協議会、専門部会等の委員会を設置して行うことができるものとする。

(経費)

第4条 甲と乙の連携協力に関する経費の負担については、個別の事業ごとに双方が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第5条 この協定の有効期限は、平成31年3月31日までとする。ただし、協定の有効期限満了の日の30日前までに、甲と乙のいずれからも別段の申し入れがないときは、更に1年更新するものとし、以後も同様とする。

(雑則)

第6条 前条までに定めるもののほか、連携協力に関する事業の細目について必要な事項は、双方が協議して決めるものとする。

2 この協定書に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲と乙が協議して解決するものとする。この協定を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成25年12月18日

甲 日本赤十字北海道看護大学

乙 北見市教育委員会

学長

教育長

河口 23



佐藤 宣若

